

資料

## 子どもの権利条約に至るまでの「子どもの権利」の変遷 —いわゆる4つの一般原則と労働, 家庭, 保育・教育の観点からの整理—

岡正寛子<sup>\*1</sup> 橋本勇人<sup>\*1</sup> 中川智之<sup>\*1</sup> 森本寛訓<sup>\*1</sup>  
松本優作<sup>\*1</sup> 種村暁也<sup>\*1</sup>

### 要 約

児童虐待やいじめ, 貧困等, 子どもとその家庭を取り巻く諸課題の多くは, 子どもの権利を侵害している状況にあり, それらの事象は増加もしくは, 多様化している現状にある. 令和5年4月に「こども基本法」が施行され, 子どもの権利施策は, 医療, 保健, 福祉, 教育, 療育に至るまで, 幅広く, 整合性をもって実施されることとなった. そこで, 総合的な子どもの権利施策を実施するために本研究では, ホワイトハウス会議から子どもの権利条約に至るまでの子どもの権利の変遷について, 各条約と宣言を整理することを目的とした. その結果, 子どもの権利条約以前は, 受動的権利が中心であったが, 子どもの権利条約で能動的権利が明文化された. それに伴い, いわゆる4つの一般原則のうち, 能動的権利となる「意見表明権」について着目されることが多いが, 児童労働や貧困, 家庭や保育・教育に関連する条項は子どもの権利の中に途切れることなく含まれている. 時代は変化したものの, 未だ根強く残る課題があること, その支援が求められていることを忘れてはならない. 子どもの権利条約は, それ以前の宣言や規約よりも批准国が多く, それぞれの社会・文化的状況に配慮された内容となっている. 子どもの権利保障においては, 国際基準に照らし合わせつつも, 日本の文化や思想, 法制度等に留意しなくてはならない.

### 1. 緒言

児童虐待やいじめ, 貧困等, 子どもとその家庭を取り巻く諸課題の多くは, 子どもの権利を侵害している状況にあり, それらの事象は増加もしくは, 多様化している現状にある. そのようななか, 令和5年4月に「こども基本法」が施行された. この法律の目的は第1条に示されている通り, 「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり, 次代の社会を担う全てのこどもが, …将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して, …こども施策を総合的に推進すること」としている.

これまで, 児童の権利に関する条約 (以下「子どもの権利条約」という) は, 児童福祉法 (2016年改正) の理念に明記されたり, 「子どもの貧困対策推

進法」, 「成育基本法」などの一部の法律で触れられたりと分野毎の法律のなかで取り扱うに留まっていた. こども基本法の制定により, 子どもの権利施策は, 医療, 保健, 福祉, 教育, 療育に至るまで幅広く, 整合性をもって実施されることとなったといえる. しかし, 総合的な子どもの権利施策を実施するためには, 「子どもの権利」とは何かを共通認識し, それを擁護するための具体的施策を示す必要がある.

子どもの権利条約は, 前文と54条の条項から成る. いわゆる4つの一般原則<sup>†1)</sup>である「差別の禁止 (第2条)」 「子どもの最善の利益 (第3条)」 「生命, 生存および発達に対する権利 (第6条)」 「子どもの意見の尊重 (第12条)」 や, 多方面にわたる権利や保護を規定している. 子どもの権利条約の基本的な特徴について緒方<sup>1)</sup>は, ①子どもの人間としての尊

<sup>\*1</sup> 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 子ども医療福祉学科  
(連絡先) 岡正寛子 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学  
E-mail : h.okamasa@mw.kawasaki-m.ac.jp

厳の確保を前提としつつ、保護の対象としてのみならず、人権享有および権利行使の主体としていること、②「子どもの意見の尊重」に見られるように自分に関係のある事柄の決定に参加する権利を保障されていること、③子どもの持つ発達という機能に大きな比重をかけていることの3点を挙げている。これは、日本における現代の社会課題からみても「子どもの権利」として保障される特徴であるといえる。しかし、一方で波多野<sup>2)</sup>は、子どもの権利条約が発展途上国における子どもの人権環境を改善することを「主たる」目的としているため、条約の規定には「免除規定」が多いことを指摘している。つまり、子どもの権利条約と国内法の関係性を視野に、総合的な子どもの権利施策を実施するためには、「子どもの権利」に対する認識を整理し、それを擁護するための具体的施策を示す必要がある。

そこで、本研究では、ホワイトハウス会議から子どもの権利条約に至るまでの子どもの権利の変遷について、各条約と宣言を整理することを目的とした。子どもの権利に関する変遷とその子どもの権利条約への影響を概観することで、日本における子どもの権利擁護の方策を検討するうえでの基礎資料とすることが期待できる。

## 2. 方法

本研究は、子どもの権利保障に関係する①第1回ホワイトハウス会議と、子どもの権利条約前文に記されている②ジュネーヴ宣言、③世界人権宣言、④児童の権利に関する宣言、⑤国際人権規約（A 規約・B 規約）を対象に、それぞれの宣言等の前文・条項を子どもの権利条約のいわゆる4つの一般原則と労働、家庭、保育・教育に分類した。また、これらの宣言・規約に影響するとされる人物や事象についても、歴史的変遷の中に加え、4つの一般原則と労働、家庭、保育・教育のいずれに影響しているかを整理した。

4つの一般原則とは、「差別の禁止（第2条）」「子どもの最善の利益（第3条）」「生命、生存および発達に対する権利（第6条）」「子どもの意見の尊重（第12条）」をいう。ただし、こども基本法をはじめ、日本の法体系では日本国憲法が頂点に立ち、法律が制定されている。そのため、日本国憲法を基準とした位置づけに順を変えて整理することとした<sup>3,4)</sup>。

## 3. 結果および考察

### 3.1 各宣言及び条約における「子どもの権利」

#### 3.1.1 第1回ホワイトハウス会議

第1回ホワイトハウス会議は、セオドア・ルーズヴェルト大統領が全国216名の児童福祉団体の代表

者たちなどを招集し、子どもの福祉のために世界で初めて開催、要保護児童の保護に対する議論を行った。

第1回ホワイトハウス会議開催の背景について、米村<sup>5)</sup>はヴィクトリア女性観や施設養護への批判があると指摘している。有効な要保護児童対策として展開されていた孤児院などの院内救済が、公費の増大、児童虐待、個別的な養育に欠けるとの批判がある社会的状況のもと、家族は貧しいという理由だけで崩壊されてよいか論争点の一つとなった。そして、①子ども、②親および、③国家の三つの観点から、それぞれ家庭、家庭保育がどのような点で重要であるかを論じ、その議論の結果は14項目に要約されている<sup>6)</sup>。

このなかで、特徴的なこととして、米村<sup>5)</sup>は、最終的に貧しい家庭の子どもも施設よりも母親の手で家庭の中で育てられるべきであるとする家庭保育原則を示している。一方で、「家庭養育」が原則とされつつも、「Home finding」<sup>6)</sup>や「Cottage system」<sup>6)</sup>と結論づけられたように、家庭養育が困難な場合の里親や施設養護についても検討されている。さらに、児童養護を行う上での機関を設けることも結論として挙げられている。

#### 3.1.2 子どもの権利に関するジュネーヴ宣言（以下 ジュネーヴ宣言）

ジュネーヴ宣言<sup>7)</sup>で、初めて「児童に対して最善のものを与えるべき義務を負う（mankind owes to the child the best that has to give）」と前文に明言された。これは、子どもの権利条約の「最善の利益」につながるものであるといえる。この「最善のもの」については、①発達保障、②生活の保障（食、居住など）、③生命の保障（看病、優先救助）、③搾取からの保護がそれに該当する。さらに、第2条に示される飢え、病気、発達の遅れ、非行、孤児および浮浪児に対する援助は、4つの一般原則の「生命、生存および発達に対する権利」に準ずるものにあたる。

第一次世界大戦後ということもあり、戦争被害者としての子どもの救済の観点が含まれた、生命維持、生存維持に重点が当てられるとともに、発達に関する内容に触れていることは子どもを対象とすることの特徴である。乙訓<sup>8)</sup>は、「1900年に『20世紀は児童の世紀』であると論じたスウェーデンの社会評論家エレン・ケイ（Ellen Karolina Sofia Key, 1849-1926）女史の子どもの権利論が広く世界に影響を与え、そのことが同宣言の成立を促した」と指摘している。

#### 3.1.3 世界人権宣言

第二次世界大戦の終結後、世界人権宣言が提唱さ

れた。世界人権宣言<sup>9)</sup>は、前文と13条の条文で構成されている。その条項には、子どもの権利条約の4つの一般原則の内容が含まれている。例えば、第2条・第7条では差別の禁止、第3条では生命、生存にかかわる権利が示されている。特に、第7条では、差別の禁止にあたる部分で「法の下における平等」という平等権を示したことも注視すべきところであり、この法の下での平等は、同時期に成立した日本国憲法にも通じるところがある。その他、第11条の裁判や表現の自由にも共通点がある。しかし、一方で日本国憲法とは異なる部分もあり、それらの内容は日本文化に照らし合わせると違和感があることや、宗教的や道徳的考えの影響を受けている条項であるといえる。

このように、世界人権宣言は、前文にも示されている人類全てを対象とするものである。そのため、子どもに関する内容と、家族に関する内容も含まれていることが特徴である。

#### 3.1.4 児童の権利宣言

世界人権宣言から10年後、世界人権宣言の内容を踏まえ、児童に特化した児童の権利宣言<sup>10)</sup>が謳われた。さらに1924年のジュネーヴ宣言を受けていることもその前文に示され、「人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負う (mankind owes to the child the best it has to give)」こともジュネーヴ宣言と同様に明示されている。

しかし、ここでいう最善のものは、世界人権宣言を受け、子どもの権利条約でいう4つの一般原則のうち「差別の禁止」、「最善の利益」、「生命、生存および発達に対する権利」やホワイトハウス会議で示されたような、家庭養育の原則と代替的養護、さらに教育を受ける権利、放任、虐待および搾取からの保護と労働に関する権利など多岐にわたっている。

#### 3.1.5 国際人権規約

1976年に世界人権宣言について、法的拘束力を持つ国際法として、国際人権規約が交付された。国際人権規約は、A規約といわれる社会権規約:経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約<sup>11)</sup>と、B規約と言われる自由権規約:市民的及び政治的権利に関する国際規約<sup>12)</sup>がある。

このうち、子どもの権利条約では、A規約の第10条、B規約の第23条と第24条を鑑みることが示されている。まず、A規約の第10条では、家族が1つの単位であること、母子保健、差別の禁止、搾取からの保護といった内容が含まれている。この家族単位については、自由権とされるB規約でも同様の考えが第23条に示されている。また、第24条で、差別の禁止と共に保護の権利を有する。

日本は、この国際人権規約のA規約、B規約ともに批准しているが、中国はA規約には批准しており、B規約には批准していないなど、国によって批准の範囲は異なる。

#### 3.2 子どもの権利条約におけるいわゆる4つの一般原則に関する歴史的変遷

以上の各宣言・条約の特徴を踏まえつつ、子どもの権利条約<sup>13)</sup>の4つの一般原則を、日本国憲法を基準とした位置づけに順を変えて整理した(表1)<sup>3,4)</sup>。さらに、詳細については後述するが、社会情勢の影響をしているかを確認するため、「児童労働」「家庭」「保育・教育」の視点から整理した(表2)。

##### 3.2.1 子どもの最善の利益(が主として考慮される)(Article 3「the best interests of the child shall be a primary consideration」)

子どもの最善の利益については、児童に関するジュネーヴ宣言の中でその考えが示された。ただし、「最善のもの」という表現であり、その中身は生命、生存及び発達に対する権利保障に係るような狭義の意味であったと考えられる。その後、児童の権利宣言では、世界人権宣言を受け拡大、さらに児童の権利に関する条約では、その内容に能動的権利も含まれる形へと変化している。

その一方で、児童の権利宣言では子どもの最善の利益は「最高の考慮(the paramount consideration)が払わなければならない」とされていたが、子どもの権利条約では「主として考慮される(a primary consideration)」と優先度に差が生じている。これは、子どもの権利条約に2024年時点で196か国が締結しており、これまでの宣言や条約よりも国際的側面により、各国の制度や文化への配慮によるものであると考えられる。

##### 3.2.2 生命、生存及び発達に関する権利(Article 6「every child has the inherent right to life」)

生命、生存及び発達に対する権利については、最も古くから保障される権利であった。

その中で、子どもを対象とした宣言や条約には、「発達に対する権利」が含まれることが特徴である。児童権利宣言、そして子どもの権利条約に至るまで一貫して明示されている。

ただし、ジュネーヴ宣言が発達の遅れのあるものへの支援であったのに対し、児童権利宣言、児童の権利条約では、発達すること自体を権利とし、子どもを主体としていることが特徴である。

##### 3.2.3 差別の禁止(Article 2「without discrimination of any kind」)

差別の禁止については、第二次世界大戦後の世界

表 1 子どもの権利に関する宣言等といわゆる4つの一般原則との関係

| 年号                             | 歴史的対象            | 宣言・条約                                                                                | 批准・採択国             | 4つの原則                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                       |                        |
|--------------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
|                                |                  |                                                                                      |                    | 子どもの最善の利益                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 生命、生存及び発達に対する権利                                                                                                       | 差別の禁止                  |
| 1900年                          | エレンケイ<br>「児童の世紀」 |                                                                                      |                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                       |                        |
| 1909年                          |                  | ホワイトハウス会議                                                                            | アメリカ               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 【生存】<br>2. 予防活動―病気や事故と言った依存の原因を根絶し、保障や保険を救済に代える努力をすべきである。<br>9. 身体的ケア―すべての恵まれない子どもは、最善の医療と外科的治療を受け、保健と衛生の指導を受けるべきである。 |                        |
| 1914年～1918年                    |                  |                                                                                      |                    | 第一次世界大戦                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                       |                        |
| 1924年                          |                  | 児童の権利に関するジュネーブ宣言                                                                     | 国際連盟<br>(42カ国)     | 【前文】<br>人類が児童に対して最善のものを与えるべき義務を負う(mankind owes to the Child the best that has to give)                                                                                                                                                                                                               | 【発達】<br>【第2条】<br>心身的並びに精神的の両面に於ける正常な発達に必要な諸手段を与えなければならない                                                              |                        |
| 1934年～1945年<br>(1943年 コルチャック没) |                  |                                                                                      |                    | 第二次世界大戦                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                       |                        |
| 1948年                          |                  | 世界人権宣言                                                                               | 国際連合<br>(58カ国)     | 【第3条】<br>生命、自由および身体の安全に対する権利                                                                                                                                                                                                                                                                         | 【第1条】 平等権<br>【第2条】<br>いかなる事由による差別も受けない                                                                                |                        |
| 1959年                          |                  | 児童権利宣言                                                                               | 国際連合<br>(82カ国)     | 【前文】<br>人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものである(mankind owes to the child the best it has to give)<br>【第2条】<br>児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない<br>(the best interests of the child shall be the paramount consideration)<br>【第7条】<br>児童の教育及び指導について責任を有する者は、児童の最善の利益(The best interests of the child)をその指導の原則とする | 【第1条】<br>いかなる例外もなく自己又は家族のいずれについても差別を受けない                                                                              |                        |
| 1976年                          |                  | 国際人権規約<br>A規約：社会権規約<br>(経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約)<br>B規約：自由権規約<br>(市民的及び政治的権利に関する国際規約) | 173カ国<br><br>174カ国 | 【第11条】 【生存】<br>生活水準に対する権利<br>【第12条】 【生命・生存】<br>身体及び精神の健康を享受する権利                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                       | 【第24条】<br>すべての児童の差別の禁止 |
| 1979年 国際児童年                    |                  |                                                                                      |                    | 【第6条】<br>【生命】<br>1. 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。<br>【生存・発達】<br>2. 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。                                                                                                                                                                                            | 【第12条】<br>差別の禁止<br>意見を表明する権利                                                                                          |                        |
| 1989年 11月10日<br>ベルリンの壁崩壊       |                  | 児童の権利に関する条約<br>(11月20日)                                                              | 196カ国              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                       |                        |

■…人権に関する条約・宣言のうち子どもとその家庭に関する事項    ■…人権に関する条約・宣言のうち人種すべてに関する事項    □…条約・宣言ではないが子どもとその家庭の人権に関わる事項

表2 子どもの権利に関する宣言等と社会課題との関係

| 年号                             | 歴史的対象              | 宣言・条約                                                                                | 批准・採択国         | 児童労働                                                                                           | 家庭                                                                                                                                 | 保育・教育                                                                                             |
|--------------------------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1900年                          | エレンケイ<br>『児童の世紀』   |                                                                                      |                |                                                                                                |                                                                                                                                    |                                                                                                   |
| 1909年                          |                    | ホワイトハウス会議                                                                            | アメリカ           |                                                                                                | 1. 家庭での養育一立派な良心や立派な母親の子どもは、原則として家庭で良心と一緒にいるべきである<br>3. ホームレスやネグレクトされた子ども（育児放棄）された子どもは可能な限り家庭で養育されるべきである                            | 4. コテージ方式一施設は可能田舎切り、小規模ユニットのあるコテージ方式による<br>7. 教育業務の検査一扶養児童を養育する施設および機関の教育業務は、州の教育当局によって監督されるべきである |
| 1914年～1918年                    |                    |                                                                                      |                |                                                                                                | 第一次世界大戦                                                                                                                            |                                                                                                   |
| 1924年                          |                    | 児童の権利に関するジュネーブ宣言                                                                     | 国際連盟<br>(42カ国) | 【第4条】<br>児童は、生計を立て得る地位におかれ、かつ、あらゆる形態の搾取から保護されなければならない                                          | 【第2条】<br>飢えた児童は食物を与えられなければならない 病気の児童は看病されなければならない 発達の遅れている児童は援助されなければならない 非行を犯した児童は更生させられなければならない 孤児および浮浪児は住居を与えられ、かつ、援助されなければならない |                                                                                                   |
| 1934年～1945年<br>(1943年 コルチャック没) |                    |                                                                                      |                |                                                                                                | 第二次世界大戦                                                                                                                            |                                                                                                   |
| 1948年                          |                    | 世界人権宣言                                                                               | 国際連合<br>(58カ国) | 【第23条】<br>① 勤労、職業選択の自由<br>② 同等の勤労に対する同等の報酬                                                     | 【第25条】<br>① 自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保障する権利と保障<br>② 母と子への特別の保護及び援助                                                                    | 【第26条】<br>① 教育を受ける権利<br>② 親は子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有す                                               |
| 1959年                          |                    | 児童権利宣言                                                                               | 国際連合<br>(82カ国) | 【第9条】<br>搾取からの保護、最低年齢に達する前に雇用されてはならない                                                          | 【第6条】<br>両親の愛護と責任の下、母から引き離されない<br>【第9条】<br>放任、虐待からの保護                                                                              | 【第7条】<br>教育を受ける権利                                                                                 |
| 1976年                          |                    | 国際人権規約<br>A規約：社会権規約<br>（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）<br>B規約：自由権規約<br>（市民的及び政治的権利に関する国際規約） | 173カ国<br>174カ国 | 【第10条】<br>③ 児童及び年少者の搾取からの保護、正常な発達を妨げる労働の禁止、労働の年齢制限                                             | 【第10条】<br>① 広範な保護及び援助が家族の形成のために並びに扶養児童の養育及び教育について責任を有する間に与えられる<br>【第23条】<br>家族は社会及び国による保護を受ける権利を有す                                 |                                                                                                   |
| 1979年                          | 国際児童年              |                                                                                      |                | 【第32条】<br>経済的搾取からの保護、有害となる恐れのある労働への従事からの保護<br>【第34条】<br>性的搾取、虐待からの保護<br>【第35条】<br>児童の誘拐売買からの保護 | 【第18条】<br>児童の養育及び発達についての父母の責任と国の援助<br>【第19条】<br>虐待からの保護<br>【第20条】<br>家庭を奪われた児童等に対する保護<br>【第21条】<br>養子縁組                            | 【第28条】<br>教育の権利<br>【第29条】<br>教育の目的                                                                |
| 1989年                          | 11月10日<br>ベルリンの壁崩壊 | 児童の権利に関する条約<br>(11月20日)                                                              | 196カ国          |                                                                                                |                                                                                                                                    |                                                                                                   |

…人権に関する条約・宣言のうち子どもとその家庭に関する事項
  …人権に関する条約・宣言のうち人関する事項
  …条約・宣言ではないが子どもとその家庭の人権に関わる事項

人権宣言からでてきた権利である。世界人権宣言は人類全体を対象としているが、前述したとおり、人類には子どもや家族も含まれており、この内容は同時期に制定した日本国憲法との共通性を持っている。そして、このときの子どもの権利の特徴として、子ども自身と共に、所属する家族に関する差別についても禁止されている点にある。これは、家族を自然な単位とすることが、その背景としてあると考える。

### 3.2.4 子どもの意見の尊重 (Article 12 「the right to express those views freely」)

子どもの意見の尊重については、子どもの権利条約に至るまで、その内容は一切出てこない。つまり、子どもは保護される対象であり、守られる存在、そのための権利は有しているという考えが中心であったためと考えられる。

その点で、子どもを権利の主体とし、一人の個人として子ども自身が考え、発言する能動的権利について明記されたのは、画期的だったといえる。この子どもの意見の尊重に関する権利は、現在こども計画を始め、子どもに関する施策について意見を取り入れる形として動き出しており、全世界に大きな影響を与えた権利だったと示唆される。

### 3.3 社会情勢との関係

以上、4つの一般原則に照らし合わせ、子どもの権利をみてきたが、家族を自然な1つの単位としてみるなど、歴史的考えや価値観が含まれていることが示唆された。そこで、次に、各宣言、条約にそのような社会情勢がどのように影響しているのかを考えるため、関係の深いものとして、「児童労働」「家庭」「保育・教育」の視点から表2に整理した。

#### 3.3.1 児童労働

児童労働については、工場法により児童労働者の保護を目的として、労働時間の制限や休息時間の確保などが規定されていたが、ジュネーヴ宣言においても「搾取からの保護」が明記されている。この搾取からの保護は、その後の児童の権利宣言、国際人権宣言 A 規約、子どもの権利条約の中にも続けて規定されている。児童労働に関する社会的問題は、今もなお、根強く残っているといえる。

#### 3.3.2 家庭

家庭については、第1回ホワイトハウス会議から「家庭養育が中心」という概念が続いているといえる。そのため、第1回ホワイトハウス会議、ジュネーヴ宣言、世界人権宣言では家庭の中での子どもの養

育の義務や権利の保障という形で、明記された。一方で、家庭の中での虐待や放任といった状況がみられたことから、児童権利宣言以降は「虐待からの保護」について規定されるようになった。さらに、子どもの権利条約では、家庭養育が困難であった場合の社会的養護に関する内容が示されるなど、虐待等からの保護の視点が明確化していると考えられる。

#### 3.3.3 保育・教育

保育・教育については、第1回ホワイトハウス会議やジュネーヴ宣言では、保育・教育項目と家庭の項目が重複していた。この背景には、子どもの保育・教育は、家庭が中心に行うものであるという点があげられる。その後、第二次世界大戦を経て、世界人権宣言以降「教育を受ける権利」が保障されることとなった。

このように、社会情勢としての子どもの位置づけや子どもを取り巻く環境により、子どもの権利保障の範囲は、広義になったり、具体化したりしている。さらに、これら3つの要素は常に存在するとともに、それらは別々に存在するのではなく、相互作用をもたらしながら、規定しているといえる。

### 4. 結論

以上の結果および考察より、子どもの権利条約は、受動的権利と能動的権利の両方を有している。近年、いわゆる4つの一般原則のうち、能動的権利となる「意見表明権」について着目されることが多いが、児童労働や貧困、家庭や保育・教育に関連する条項は子どもの権利の中に途切れることなく含まれている。時代は変化したものの、未だ根強く残る課題があること、その支援が求められていることを忘れてはならない。

子どもの権利条約は、それ以前の宣言や規約よりも批准国が多い。そのため、子どもの権利条約の条文は、発展途上国なども含む状況の中で、それぞれの社会・文化的状況に配慮された内容となっていることを明らかにすることができた。そのため、子どもの権利保障においては、国際基準に照らし合わせつつも、日本の文化や思想、法制度等に留意しなくてはならない。

今後は、これらの歴史的変遷を踏まえた子どもの権利条約と日本の政策、各種法律との関係性を明らかにすることで、子どもの権利とは何かについて、さらなる共有化を図りたい。

謝 辞

本研究は JSPS 科研費 JP22K02397, 23K02301 の助成を受けたものです。

注

- †1) 4つの一般原則は、条約そのものではなく、国連児童の権利に関する委員会の一般意見書5（2003年第39会期採択）の12項にて示されたものである<sup>14)15)</sup>。以下の4つの条項をいう。

【一般原則】

第2条 差別の禁止 (without discrimination of any kind)

第3条 子どもの最善の利益 (を主として考慮するものとする)

(the best interests of the child shall be a primary consideration)

第6条 生命、生存発達に関する権利 (every child has the inherent right to life)

第12条 子どもの意見の尊重 (the right to express those views freely)

文 献

- 1) 緒方章宏：「子どもの権利に関する条約」の意義と課題—日本政府の批准にちなんで—。日本体育大学紀要，24(1)，7-14，1994。
- 2) 波多野里望：逐条解説 児童の権利条約。有斐閣，東京，1994。
- 3) 岡正寛子，橋本勇人，中川智之，森本寛訓，松本優作，種村暁也：子どもの権利条約に至るまでの「子どもの権利」の変遷—4つの原則と労働，家庭，保育・教育の観点からの整理—。日本社会福祉学会中国・四国地域ブロック第55回山口大会 発表要旨集，14-15，2024。
- 4) 橋本勇人，中川智之，岡正寛子，森本寛訓，松本優作，種村暁也：社会福祉・保育実践の前提となる「日本国憲法から見た子どもの権利条約」—子どもの権利条約 第3条・第6条・第2条・第12条を中心として—。日本社会福祉学会第72回秋季大会報告要旨集，57-58，2024，<https://www.jssw.jp/conf/72/pdf/A08-03.pdf>。(2024.11.12 確認)
- 5) 米村佳樹：20世紀初頭の米国における家庭保育原則と乳幼児の保育。教育学研究，58(4)，320-327，1991。
- 6) Conference on Care of Dependent Children Washington: *Proceedings of the Conference on the Care of Dependent Children : Held at Washington, D.C., January 25, 26, 1909*. Government printing office, Washington, 1909.
- 7) 国際連盟総会：児童の権利に関するジュネーブ宣言。  
<http://hrlibrary.umn.edu/japanese/Jchildrights.html>, 2018。(2024.4.3確認)
- 8) 乙訓稔：子どもの権利論の系譜と展開—E・ケイとJ・コルチャックを焦点として—。実践女子大学生活科学部紀要，46，61-71，2009。
- 9) 外務省：世界人権宣言（仮訳文）。[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b\\_001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/1b_001.html)，2001。  
(2024.4.10確認)
- 10) 厚生労働省：児童権利宣言の邦訳について（昭和35年02月23日）。  
[https://www.mhlw.go.jp/web/t\\_doc?dataId=00ta1620&dataType=1&pageNo=1](https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta1620&dataType=1&pageNo=1)，2021。(2024.4.15確認)
- 11) 外務省：世界人権宣言と国際人権規約 第5章 社会権規約の実体規定。  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/pdfs/kiyaku.pdf#05>，2013。(2024.4.10確認)
- 12) 外務省：世界人権宣言と国際人権規約 第6章 自由権規約の実体規定。  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/pdfs/kiyaku.pdf#06>，2013。(2024.4.10確認)
- 13) 厚生労働省：児童の権利に関する条約。  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv-soudanjou-kai-betten.html>，2006。(2024.4.25確認)
- 14) UN Committee on the Rights of the Child (CRC), General comment no. 5 (2003) : *General measures of implementation of the Convention on the Rights of the Child, CRC/GC/2003/5, 27 November 2003*.  
<https://www.refworld.org/legal/general/crc/2003/en/36435>，2024。(2024.11.12確認)
- 15) 平野裕二訳：子どもの権利委員会一般意見5号（2003年）実施に関する一般的措置。  
<http://childrights.world.coocan.jp/crccommittee/generalcomment/genecom5.htm>，2019。  
(2024.11.12確認)

(2024年11月18日受理)

## Historical Transition in the “Rights of the Child” Leading up to the UN Convention on the Rights of the Child: Consideration in terms of the Four General Principles, Labor, Family, and Early Childhood Care/Education

Hiroko OKAMASA, Hayato HASHIMOTO, Tomoyuki NAKAGAWA,  
Yusaku MATUMOTO and Akiya TANEMURA

(Accepted Nov. 18, 2024)

**Key words :** UN Convention on the Rights of the Child, rights of the child, historical transition

### Abstract

Many issues affecting children and their families, such as child abuse, bullying, and poverty, violate children's rights, with the number of such cases increasing and diversifying. The Basic Act on the Rights of the Child, enacted in April 2023, has led to consistent and widespread implementation of children's rights measures across a range of sectors including medical care, health, welfare, education, and rehabilitation. This study aimed to organize key treaties and declarations on children's rights from the White House Conference to the Convention on the Rights of the Child. The findings reveal that prior to the Convention on the Rights of the Child, passive rights were the main focus, but the Convention on the Rights of the Child explicitly defined active rights. Among these, the so-called four general principles, the “right to express opinions” is emphasized as one of the four general principles. However, the Convention also encompasses comprehensive rights related to child labor, poverty, family, childcare, and education. Although times have changed, we must not forget that there are issues that still persist and that support is still required. The Convention on the Rights of the Child has been ratified by more countries. To ensure children's rights are upheld, it is essential to align with international standards while being mindful of Japan's unique culture, legal system, and ideology.

Correspondence to : Hiroko OKAMASA

Department of Medical Welfare for Children

Faculty of Health and Welfare

Kawasaki University of Medical Welfare

288 Matsushima, Kurashiki, 701-0193, Japan

E-mail : [h.okamasa@mw.kawasaki-m.ac.jp](mailto:h.okamasa@mw.kawasaki-m.ac.jp)

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.34, No.2, 2025 303–310)